

特定非営利活動法人の設立の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び十日町地域振興局において縦覧に供する。

平成28年5月27日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 申請のあった年月日
平成28年5月13日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人有芽創生機構
- 3 代表者の氏名
石橋 昌子
- 4 主たる事務所の所在地
中魚沼郡津南町大字秋成12300番地
- 5 定款に記載された目的

この法人は、広く一般の方を対象として、高齢化、人口減少により荒れつつある地域の自然環境を再生、整備する活動を通じて自然環境と生活環境の改善を図り、地域と都会の交流を構築することによる地域の活性化、観光産業の活性化に寄与し、合わせて多数の人々の参加型活動を行うことにより地域と都会の交流機会や子ども達の自然教育の場を提供するとともに、自然環境の改善に努めることで人と自然との調和がとれた社会環境づくりを進めることを目的とする。

- 6 定款に記載された特定非営利活動の種類
 - (1) 観光の振興を図る活動
 - (2) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
 - (3) 環境の保全を図る活動
 - (4) 子どもの健全育成を図る活動
 - (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動